

津 田 か ぶ ぬ か 漬 け の 認 証 基 準

制定 平成 21 年 4 月 15 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(適用の範囲)

第 1 この基準は、島根県内で製造された津田かぶぬか漬けに適用する。

(定義)

第 2 この基準において、津田かぶぬか漬けとは津田かぶを干し、ぬか床に漬けたものをいう。

なお、津田かぶとは、かぶの一種で、形状は、勾玉（まがたま）のように曲がった形をしていて、外皮が紫紅色で、肉色は白く、やわらかいかぶのことをいう。

(品質等)

第 3 津田かぶ（ぬか漬け）の品質等の基準は、次のとおりとする。

1 品質

香味、色沢、形状及び食感が良好で、夾雑物がなく、異味異臭がないこと。

2 使用原材料

(1) 主な原材料は、津田かぶに限定すること。

(2) 津田かぶは、島根県内で生産されたものであること。

(3) 食品添加物のうち、保存料、および着色料は使用しないこと。なお、食品添加物とは食品衛生法施行規則（昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 23 号）別表第 1 及び食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成 8 年 5 月 23 日厚生省通知衛化第 56 号）別添 1～3 に掲げられたものをいう。

(表示)

第 4 表示は、食品表示法（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号）、及び計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律 51 号）の規定に適合していること。また、次に定めることについては、これにより行うこととする。

区 分	基 準
義務表示 (一括表示)	1. 名称 「津田かぶぬか漬」と記載すること。 2. 原材料名 漬けた原材料は「津田かぶ」と記載すること。 3. 原料原産地名 原材料名の欄において、「津田かぶ」の次に括弧を付して「島根県産」等と記載するか、または原料原産地名の欄を設け、「島根県産」等と記載すること。

(表示に係る経過措置)

第 5 食品表示法の施行の日から 5 年を経過した日までに製造され、加工される津田かぶぬか漬けの表示については、第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。